

玉村町群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成二十五年三月二十九日
玉村町規則第十五号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書等)

第2条 県条例第2条第1項の規定による申請書の提出は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(公告及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、玉村町公告式条例（昭和32年条例第1号）第2条第2項の例によるものとする。

2 法第10条第2項の規定による縦覧は、玉村町の休日を守る条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する玉村町の休日を除く日の執務時間内（以下「執務時間内」という。）に、玉村町経営企画課において行うものとする。

(縦覧期間中の補正)

第4条 法第10条第3項の規定による補正は、別記様式第2号により行うものとする。この場合において、当該補正が同条第1項の申請書に添付された同項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げる書類に係るものであるときは、副本1通を添えるものとする。

(設立の登記の届出)

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第3号により行うものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、別記様式第4号に変更後の役員名簿を添えて行うものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における県条例第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請」とあるのは「届出」とする。

(定款の変更の認証申請書等)

第7条 県条例第5条の規定による申請書の提出は、別記様式第5号によるものとする。

2 法第25条第4項の規定により申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書には、副本1通を添えるものとする。

3 第4条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の補正について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、別記様式第6号により行うものとする。
2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別記様式第7号に登記事項証明書及び変更後の定款を添えて行うものとする。
2 前項の規定により提出する登記事項証明書にはその写し1通を、変更後の定款には副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による書類の提出は、別記様式第8号に法第28条第3項第1号に規定する事業報告書等を添えて行うものとする。
2 前項の規定により提出する事業報告書等には副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第11条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、執務時間内に、玉村町経営企画課において行うものとする。
2 前条の規定により閲覧又は謄写しようとする者は、別記様式第9号を町長に提出するものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、別記様式第10号の申請書に同条第3項の書面を添えて町長に提出するものとする。

(解散等の届出)

第13条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第11号に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。
2 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第12号に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書を町長に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第14号に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書等)

第16条 県条例第10条の申請書の提出は、別記様式第15号により行うものとする。
2 第2条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
3 第4条の規定は、第1項の申請書について準用する。

(合併の登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出書の提出は別記様式第16号により行うものとする。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第17号によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第19条 県条例第20条第2項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録による作成)

第20条 県条例第21条第2項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第21条 県条例第22条第2項の規定により、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行うものとする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に効力を有する群馬県知事が行った手続きその他の行為又は現に群馬県知事に対して行っている申請その他の行為で、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年群馬県条例第43号)別表に規定する当町が処理することとなる事項に係るものは、この規則の施行後においては、この規則の相当規定によりなされたものとする。